

令和8年度医療介護総合確保法に基づく青森県計画（医療分） 策定に係る事業提案要領

1 趣 旨

医療確保総合確保法に基づく青森県計画（医療分）の策定に当たり、参考とするため、県内の医療機関・団体等から事業提案を募集するものです。

2 通知先（関係機関・団体等）

弘前大学医学部、青森県医師会、青森県歯科医師会、青森県薬剤師会、青森県看護協会、青森県診療放射線技師会、青森県臨床検査技師会、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県臨床工学技士会、青森県歯科衛生士会、青森県栄養士会、全国自治体病院協議会青森県支部、青森県自治体病院開設者協議会、全日本病院協会青森県支部、青森県立保健大学、県内病院、市町村

3 事業提案における留意事項（チェックポイント）

(1) 対象事業

- 医療分野を対象とし、次の事業区分の趣旨に沿った事業とします。なお、国から示された標準事業例及びそれ以降に例示されている事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合は、事業提案の対象となります。

- I - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

青森県地域医療構想は、県庁ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryoyo/tiikiiryokousou_01.html

- (2) **事業期間** 令和8年度に実施する事業を対象とします。

(3) 事業費

- 事業の実施に要する総事業費（基金充当額＋事業者負担額）を記載してください。事業費の積算内訳など、積算資料を添付してください。
- 事業費に対する基金充当額（補助額）又は基金充当割合（補助率）については、従来の補助事業等の類似事業を踏まえ、事業者に一定の負担を求めることを想定しています。特に特定の事業者の資産形成につながる施設・設備整備事業については、原則として事業者負担を求めます。

(4) 既存の制度、補助金等との関係

- 既に診療報酬や他の補助金等で措置されているものは、対象となりません。
- 既存の事業で、単に事業者の負担を基金に振り替えるものは、対象となりません。

(5) その他

事業の検討に当たっては、下記事項に留意してください。

- 県全域又は地域の医療課題の解決に資する事業であること。
 - 県計画に反映可能な具体性、実現性等を備えていること。
 - 第8次青森県保健医療計画（令和6年4月策定）と整合していること。
 - 事業実施後に目標の達成状況を評価できること。
- ※ 事業実施の効果を定量的に評価できるアウトプット指標及びアウトカム指標をそれぞれ設定し、現状値を記載するとともに、目標値を設定してください。
- ※ 新規事業については、検討に時間を要する場合も想定されるため、事前に担当課に相談してください。

4 事業提案の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

事業提案シートを1事業ごとに1シートで記載の上、電子メールで下記担当に提出してください。

青森県健康医療福祉部医療薬務課地域医療確保グループ 天内 E-mail: issei_amanai@pref.aomori.lg.jp 電話 017-734-9287
--

(2) 提出期限 令和7年9月5日（金）

5 提出された提案の取扱い

- (1) 提案された事業は、上記チェックポイントにより整理し、関係団体等との調整、県医療審議会等での協議等を経て、県計画への反映を検討します。なお、提案された事業の県計画への反映状況については、後日提案者に通知します。
- (2) 今回の事業提案の募集は、採択を約束するものではありません。
- (3) 提案事業が県計画に反映された場合であっても、国からの交付金の減額等により、事業化できない場合があります。